別記様式第三十四号の二

受付印

※整理番号	

不動産取得税納税義務免除申告書

<table>
<tr><td rowspan="3">年　　月　　日

（宛先）
埼玉県　　　県税事務所長</td><td rowspan="3">納税義務者</td><td>住所又は所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称及び代表者氏名</td><td>（電話　　　（　　）　　　）</td></tr>
<tr><td>個人番号又は法人番号</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">納税義務の免除を受けようとする不動産取得税</td><td>年度</td><td>納税番号</td><td>税額</td><td>納税の済否</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>円</td><td>納税している・納税していない</td></tr>
</table>

納税義務の免除を受けようとする事由等（該当の数字を〇印で囲み、所要事項を記入してください。）

1　譲渡担保権者が、譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から２年以内に譲渡担保財産の設定者に移転した。

設定者へ移転した年月日	譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
・　・	

2　その他の事由（該当の数字を〇印で囲んでください。）

（１）　次のア又はイに該当する。

ア　再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合において、建築工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得した。

イ　再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い公共施設の用に供する不動産を取得した場合において、公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得した。

（２）　農地中間管理機構が農地売買事業の実施により地方税法施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地をその取得の日から５年以内（これらの土地の取得の日から５年以内にこれらの土地について土地改良法による土地改良事業が開始された場合において、当該事業の完了の日として地方税法施行令で定める日後１年を経過する日がこれらの土地の取得の日から５年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該１年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第７条第３号に掲げる事業の実施により現物出資した。

（３）　土地改良区が換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から２年以内に譲渡した。

注意１　この申告書は、埼玉県税条例第32条の11の４第１項、第32条の11の５第１項、第32条の11の６第１項又は第32条の11の７第１項の規定により既に課税を受けている不動産取得税の納税義務の免除を受けられることとなつた場合に、直ちに提出してください。

２　この申告書には、不動産取得税の納税義務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。

３　※印の欄は、記入しないでください。